

Uターン支援（半額免除）の概要

返還免除開始までの手続

- (1) 免除申請 教育委員会に免除申請書を提出する。
(現況届、住民票、市内生活実態調査書を添付)
- (2) 免除決定 教育委員会にて、提出された書類に基づき免除の可否を決定する。
- (3) 免除開始 免除が決定された日の翌月から返還免除期間となる。

Uターン支援（半額免除）イメージ図



返還免除額の具体例

例) 総額 240 万円貸与した者（毎年 24 万円を 10 年で返還）が、7 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの 7 か月間において返還免除された場合の免除額（上記のイメージ図の場合）

$$2 \text{万円 (月賦額)} \times 7 \text{月 (返還免除期間)} \times 1/2 \text{(免除割合)} = 7 \text{万円 (免除額)}$$

※ 割賦形態（月賦・半年賦・年賦）にかかわらず、同一の返還免除期間であれば免除額は同額となります。

繰上返還（返還期日が来る前に全額又は一部を先に返還すること）について

返還期日が来る前に全額又は一部を先に返還することは可能です。本市に住所を有していれば、この繰上返還を行う返還金についても、半額免除が適用されます。ただし、その後に市外転出等により返還免除が適用されない期間が生じた場合は、その期間の返還免除相当額について返還の必要が生じます。

なお、繰上返還により返還金の残金がない状態においても、正規の返還期間が終了するまでの間、毎年度、現況届・住民票・市内生活実態調査書の提出が必要となります。